



代官所機構の改革をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-12-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森, 杉夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006614

代官所機構の改革をめぐって

森 杉 夫

一 はしがき

幕藩体制社会は、周知のごとく「百姓」の剰余労働を年貢・諸役として搾取することによって存続した。

したがって直接年貢徴収にあたる郡代・代官の任務は誠に重大であった。とくに一般に「百姓」から、その全剰余労働を搾取することができなくなった、幕藩体制の第二段階⁽¹⁾（第三段階⁽²⁾）以後になると、郡代・代官の責務はますます重大となった。

徳川幕府はこのような変化に対処して、郡代・代官がその任務を完遂するよう、種々の代官対策を行なったのである。

この幕府の代官対策については、すでに数多くのすぐれた、また有益な研究がなされているが、なお明らかでない点が少ない。⁽³⁾

本稿はこれらのすぐれた業績にみちびかれながら、享保改革期を中心として、代官所機構の改革に関してのべることをとする。

(1) 安良城盛昭氏「幕藩体制社会の成立と構造」。

(2) 佐々木潤之介氏「幕藩制における畿内の地位について」(『一橋論叢』四七巻三号)。

(3) 例えば安良城盛昭氏前掲書。大石慎三郎氏「享保改革の経済政策」。辻達也氏「享保改革の研究」。北島正元氏「江戸幕府の権力構造」。

代官所機構の改革をめぐって

佐々木潤之介氏「幕藩権力の基礎構造」。石川準吉氏「江戸時代代官制度の研究」などの著書。

二 代官肅正と代官所機構改革

1 代官肅正

幕府民政の最先端にあつて、直接農民統治、年貢徴収などにあたつたのは郡代・代官であつた。したがつて幕府は、代官所の仕置に最大の関心を示し、かれらが非分・不正を行なわないように厳命するとともに、かれらの年貢滞納をきびしく取り締つた。

早くも幕府は慶長一五年(一六一〇)七月には代官所の賦税の會計を督責し、元和五年(一六一九)三月、寛永八年(一六三一)三月には⁽¹⁾年貢の年内皆済を命ずる(所によっては明春まで延期することを認める)とともに、先代官の未進を当代官がきびしくとりたてて上納すべきことを令達した。さらに寛永二十二年正月には「物毎致正路、奢り心無之、及所才覚致シ、御用無滞調之、御勤定引負不仕様ニ、常々可相嗜」きことを厳達したのであつた。⁽²⁾

しかし現実には河内の丹北・志紀両郡にみられるように、一年以内の皆済は困難であつた。⁽³⁾

第1表

代官処罰表

(慶長～延宝)

処罰年月	職名	氏名	処罰	処罰理由	史料
慶長 11. 1	近江代官	彦坂元成	改易	贓罪	④ 38巻 P. 403 ⑤ 2輯 P. 818～9
16. 3	丹波 "	権太小三郎	"	山境争の訴に非分	⑤ 5輯 P. 963
18. 5	甲斐 "	平岡千道	食禄公収・逼塞 (なお2万石は支配)	大久保長安の男に幕領 の金銀を預けた不束	⑤ 2輯 P. 502
18. 8	代官	細田時包	改易	大久保長安の私曲に連坐	⑤ 5輯 P. 957
寛永	"	山岡景次	勘気を蒙る	私曲の属吏逃亡	④ 39巻 P. 509
18. 6		杉田勝政	相続延期	父忠次(寛永18.6死) 石見銀山代官在職時の 年貢滞納	⑤ 5輯 P. 971
19. 5	代官	南条宗右衛門	内藤政晴へ預 7月切腹	富商とはかり、米穀し め置	④ 40巻 P. 274, 280 ③ 2巻 P. 263
19. 閏9	伊豆代官	小林重定	中川久盛へ預	私曲のはからい露頭	④ 40巻 P. 279 ⑤ 7輯 P. 424
正保 2.12		秋山幸正	相続延期	父伯重(正保2.12死) 在職時の年貢滞納	⑤ 2輯 P. 39
万治 2.11	代官	松平正直	改易	狂言師との出入に偽り の届出	④ 41巻 P. 335
寛文 5. 3	豊後代官	小川正久	改易(後また代官)	属吏の私曲	④ 41巻 P. 529 ⑤ 5輯 P. 523
7.10	代官	細田時徳	内藤信良へ預	布川新田開発の不都合、 偽り言上	④ 41巻 P. 624 ⑤ 5輯 P. 958
"	"	近山安高	秋田盛季へ預	"	④ 41巻 P. 624 ⑤ 1輯 P. 1068
7.11	播磨代官	多羅尾光好	免職・閉門	隠田を見逃し、税額減	④ 41巻 P. 625 ⑤ 5輯 P. 981
8. 8		宮崎道常 兄弟	2人大名へ預 9.10 2人流罪・2人大 名預	父道次(8.5死) 遠信 代官在職時の年貢滞納	④ 42巻 P. 22 ⑤ 6輯 P. 481～2
延宝 4. 5	長崎代官	末次平蔵	流罪	私曲	④ 42巻 P. 237
5. 7	代官	福村長右衛門	"	年貢滞納・贓罪	④ 42巻 P. 265 ⑤ 1輯 P. 808～9
"	"	関口作左衛門	切腹	"	④ 42巻 P. 265
"	"	佐野平兵衛	流罪	"	④ 42巻 P. 265 ⑤ 5輯 P. 469

④は『新訂増補国史大系』、⑤は『寛政重修諸家譜』、③は『日本財政経済史料』を示す。

代官所機構の改革をめぐって

かくて幕府は慶安二年（一六四九）幕領の取箇郷帳を作製させ、これまで個々の代官にゆだねていた年貢徴収を、勘定所に統一的に掌握させるとともに、五年正月にはその年の年貢は翌年三月に中勘定し、正規の決算はさらにその一年後にすることに年貢算用仕法を改め、代官が年貢を未進・滞納しないように令達した。以後この仕法は享保一〇年（一七二五）までひきつづき行なわれたのである。

幕府はこのように代官の年貢の未進・滞納の絶無をはかる一方、これらの非分・不正をとりしまり、その私曲を摘発して、これを処分することをおこなった。つぎに延宝期までの代官処罰とその理由を表示しよう（第1表）。

このほか処罰された代官に、西山昌行（家康に仕え美濃代官となる。某年死亡。出納に不正があり、采地公収）、近山安茂（寛永一九年四月代官となり、のちゆえあつて食禄没収、延宝三年七月死亡）などがあり、また父の代官在職時の年貢滞納のため、その死後相続を許されなかった例として乙幡重豊が挙げられる。

さらに処罰はされなかったが、年貢を滞納していた代官を例示すればつぎのとおりである。

小泉吉綱⁽¹²⁾ 元和六年代官となり、寛永六年八月死亡。

長谷川正清⁽¹³⁾ 寛文八年代官となり、延宝三年死亡。

彦坂義重⁽¹⁴⁾ 寛文一二年代官となり、延宝三年死亡。

曾根友広⁽¹⁵⁾ 延宝三年代官となり、八年死亡。男広定が貞享四年

負金を皆済。

興津良重⁽¹⁶⁾ 延宝五年代官となり、天和元年辞職。貞享四年在職

時の負金を清算。

これによれば、寛永末期以降とくに寛文・延宝期に代官の年貢引負による処罰が増加していることが分かる。

代官所機構の改革をめぐって

このような趨勢に対して、幕府は地方統治機構の刷新をはかった。すなわち延宝八年（一六八〇）八月農政專管の老中を設け、翌天和元年（一六八一）二月には勘定役四人に役料として百両づつ与えて総代官の年貢未進の検査を命じ、貞享四年（一六八七）六月には勘定組頭に総代官の会計を査検させ、これを機として代官の粛正を行なった（第2表）。

綱吉治世の二九年間に代官が四〇名、祖父・父の代官在職時の年貢延滞によるものをいれば、五一名が免職ないし死刑に処せられている。元禄一五年の代官数は六〇名であるから、この処罰数がいかに多かったかが分かる。このうち年貢滞納によって処罰されたのは、代官では六千両を延滞した藤林惟真以下一九名（処罰された代官の約半分）であり、祖父・父の代官在職時のそれによって処罰されたものをふくむと、実に三〇名（約五九％）にもおよぶ。しかもこれは単に取り締りだけをきびしくしたのではなく、貞享四年（一六八七）八月に関西の代官には二百両、関東の代官には百両づつ貸与したうえでのことであった。これだけ貸与されても、なおその直後の元禄元年（一六八八）以降負金による処罰が続出している。（代官で一四名、祖父・父の負金未清算によるものをいれると二五名）。このほか引負で処罰こそされなかったが、当時引負金のあった代官をあげると、小川正久⁽²²⁾（代官明暦一、寛文五年）、上林重胤⁽²³⁾（代官寛文一、正徳三年）、上林定政⁽²⁴⁾（代官寛文五、元禄二二年）、観音寺⁽²⁵⁾（朝代官寛文五、貞享二年）、今井好親⁽²⁶⁾（代官寛文六、元禄七年）、鳥山精元⁽²⁷⁾（代官寛文六、元禄一四年）、小野正好⁽²⁸⁾（代官寛文一、元禄二年）、万年頼安⁽²⁹⁾（代官延宝四、宝永元年）、今井兼直⁽³⁰⁾（代官延宝二、宝永三年）、平野藤次郎⁽³¹⁾（代官延宝三、元禄二年）、多羅尾光忠⁽³²⁾（代官貞享二年、宝永）、平野繁貞⁽³³⁾（代官元禄一三年）などがある。また処罰理由が滞納かどうか明らかにしえないが（第2表）、当時近江の代官であった井狩十助⁽³⁴⁾（元禄二年）も

第2表

代官処罰表

(綱吉時代)

処罰年月	職名	氏名	処罰	処罰理由	史料
天和 1. 2	代官	伊奈忠利	改易、上杉綱憲へ預	職務怠慢	㊤ 42巻 P. 400 ㊦ 5輯 P. 908
2. 3	"	彦坂平九郎	流罪	父の年貢滞納と本人の 贓罪・年貢滞納	㊤ 42巻 P. 440 ㊦ 2輯 P. 819
"	"	長谷川猪(伊)兵衛	追放	父正清以来の公金浮 貸、年貢滞納	㊤ 42巻 P. 440 ㊦ 5輯 P. 542
2.10	"	大柴直増	"	奉職無状	㊤ 42巻 P. 464 ㊦ 7輯 P. 328~9
"	"	中村之重	"	仕置・行状不良	㊤ 42巻 P. 464 ㊦ 4輯 P. 50
"	"	中川八郎左衛門	青山忠雄へ預 11月初腹	職務不良・年貢延滞	㊤ 42巻 P. 466 ㊦ 2輯 P. 401
2.11	"	野村為政	免職		㊦ 3輯 P. 199
3. 3	"	川井忠次 (川合助左衛門)	免職・閉門 元禄2年4月初腹	奉職無状 切腹は贓罪・年貢滞納	㊤ 42巻 P. 475、43巻 P. 43 ㊦ 6輯 P. 124
貞享 2. 6	"	吉川源蔵	流罪	遊興に耽り挙動不良	㊤ 42巻 P. 548~9
"	"	市岡清次	"	"	㊤ 42巻 P. 548~9 ㊦ 3輯 P. 24
"	"	観音寺朝舜	免職・閉門	吉川・市岡の遊興に連 坐	㊤ 42巻 P. 549 ㊦ 7輯 P. 345
"	"	多羅尾光忠	"	"	㊤ 42巻 P. 549 ㊦ 5輯 P. 981
4. 7	"	竹内信就	六郷政晴へ預	論地査検不良	㊤ 42巻 P. 605 ㊦ 6輯 P. 42
"	"	岡上次郎兵衛	流罪、12月初腹	奉職無状・贓罪・年貢 滞納	㊤ 42巻 P. 605、619 ㊦ 6輯 P. 680
元禄 1. 3	"	大久保平兵衛	免職・閉門	奉職無状	㊤ 43巻 P. 5 ㊦ 8輯 P. 1004
1. 7	"	西山昌春	逼塞	訴訟を請托	㊤ 43巻 P. 18 ㊦ 5輯 P. 136
1. 8	"	藤林惟真	斬罪	背命・延滞6000両	㊤ 43巻 P. 20 ㊦ 7輯 P. 126
2.	"	小野尹貞	相続不許可	父正好の代官在職時の 負金	㊦ 4輯 P. 117
2. 4	代官	大橋六左衛門	切腹	贓罪・年貢滞納	㊤ 43巻 P. 43
"	"	高室昌貞	"	"	㊤ 43巻 P. 43 ㊦ 2輯 P. 142
"	"	小泉次大夫	流罪	"	㊤ 43巻 P. 43 ㊦ 5輯 P. 925
"	"	設楽佐太郎	"	父太郎兵衛代官在職時 の負金	㊤ 43巻 P. 43 ㊦ 6輯 P. 928
"	"	山田元貞	采邑公収・相続延期	父元親代官在職時の負 金	㊤ 43巻 P. 43 ㊦ 4輯 P. 65
2. 4	代官	平野藤次郎	免職・逼塞	職務不良	㊦ 6輯 P. 164
"	"	井狩十助	"	職務不良	㊦ 6輯 P. 861

代官所機構の改革をめぐって

処罰年月	職名	氏名	処罰	処罰理由	史料
元禄 2. 4	代官	豊島勝正	免職・逼塞 元禄10年流罪	職務不良、流罪は贓罪 ・年貢滞納による	④ 43巻 P. 314 ⑥ 6輯 P. 937~8
"	"	伊奈忠易	"	"	④ 43巻 P. 314 ⑥ 5輯 P. 907
"	"	天羽七右衛門	"	"	④ 43巻 P. 314 ⑥ 7輯 P. 348
"	"	壺井次右衛門	免職・逼塞 元禄10年追放	" 追放は贓罪 ・年貢滞納による	④ 43巻 P. 314 ⑥ 7輯 P. 585
"	"	熊沢良泰	"	贓罪・年貢滞納	④ 43巻 P. 314 ⑥ 6輯 P. 859
(5.4)	"	由比光憲	免職・逼塞	故あって	⑥ 3輯 P. 850
5.11	"	井出正基	養子不許可 食禄収公	年貢滞納	⑥ 6輯 P. 720
6.		諸星政成	相続延期	父政照代官在職時の負金	⑥ 7輯 P. 278
8. 6	代官	五味豊法	流罪	私曲	④ 43巻 P. 234 ⑥ 5輯 P. 332
10.		長谷川長考	相続延期	父勝行代官在職時の負金	⑥ 5輯 P. 539
10.	代官	秋鹿朝就	免職・廩米収公	故あって	⑥ 6輯 P. 31
10.11		大久保八郎兵衛	追放	父平兵衛代官在職時の負金	⑥ 8輯 P. 1004
"	代官	宮崎重堯	"	贓罪・年貢滞納	④ 43巻 P. 314 ⑥ 6輯 P. 477
"	"	守屋助之進	"	"	④ 43巻 P. 314
"		小野貞頼	"	祖父正好代官在職時の負金	④ 43巻 P. 314 ⑥ 4輯 P. 117
"	代官	亘理八郎兵衛	"	贓罪・年貢滞納・引負 41貫765匁5分のうち、 10貫620目を返し、元 禄4年時、残銀31貫140 目余	④ 43巻 P. 314 『京都覚書』坤
"		井狩平七郎	"	父十助代官在職時の負金	⑥ 6輯 P. 861
12. 2	代官	吉田勝輝	免職	職務不習練	④ 43巻 P. 358
13. 4		設楽光能	相続延期	父能武代官在職時の年貢延滞	⑥ 6輯 P. 930
13. 6		太田勝吉	"	父勝輝代官在職時の年貢延滞	⑥ 7輯 P. 612
14. 8	代官	秋山正親	免職	奉職無状	⑥ 2輯 P. 44
"	"	岡田俊易	"	務にかなわず	⑥ 7輯 P. 716
"	"	山木明景	"	"	⑥ 3輯 P. 1101
"	"	長谷川勝峯	逼塞	年貢負金	⑥ 5輯 P. 532~3
宝永 1. 6		八木権平	追放	父長信代官在職時の年貢負金	④ 43巻 P. 542
4. 4	代官	鈴木正守	改易	賄所六尺に刃傷	④ 43巻 P. 652

① ④は『新編 国史大系』を、⑥は『寛政重修諸家譜』である。

② 吉田作之進勝輝と太田作之進勝輝とは別人か否か、後考をまつ。

代官所機構の改革をめぐって

その一人である。

このうち畿内や三州(近江・播磨・丹波)の代官であったものの、元禄四年時の引負銀高を例示するところのとおりである。

小川正久は豊前・豊後・山城・河内・丹波・播磨・丹後の代官を歴任し、合計六四五貫目余り(金一兩一銀六〇目として、以下同)の引負をつくっている。

一 銀六百三拾四貫目余

残銀四百五十四貫目余

外

一 銀三拾三貫目余

一 銀百五拾八貫目余

代々宇治代官(山城・河内八五〇九石余り支配)をつとめている上林重胤の引負銀は、差引八〇三貫四六〇目(金一三三)に達している。

一 銀八百六十四貫百六拾目

右元禄二己巳年、卯年迄十ヶ年ニ上納致度旨願書差上候処、被仰出候者無之候得共、先願書之通無断上納可仕旨、御勘定所申来候由

内 二十貫七百目

四十貫目

また上林定政(山城・河内・播磨)は、引負銀二六九貫目余りを元禄元年から一〇ヶ年賦で返上納することを願ひ出で、元禄一・二・三年で四二貫目を上納し、その残額は二二七貫目余りとなっている。

貞享二年代官職を免ぜられ、三年七月引負銀六〇五貫七〇〇目余りの返上納を厳命された近江観音寺の朝舜(元禄三年八月病死)は、貞享四年から元禄三年まで四ヶ年賦上納を願ひ出、そのち後住智周もこれを継承した。かくて元禄四年までに四五四貫一五〇目余りを返済し、残銀一五一貫五五〇目となったが、これを翌五年に清算したのであった。

和泉・河内の代官をつとめた今井好親の引負銀は、つぎのようにな

お二二三貫目ほど(金五六九七兩ほど)残っていた。

一 銀三百四拾壹貫八百六拾目程

元禄元戊辰年ヨリ丙子年迄九ヶ年之間、銀三十八貫目ツ、年々上納

壹貫四十目余

内 百十七貫八百廿目余

元禄二年正月に病死した小野正好は、その丹波代官時代に金四一五兩の引負をつくっていた。これが返上納のために家財代金一六一五兩をあてても、なお二五〇〇兩の不足であった。この清算を厳命された子尹貞は、年に金一〇〇兩づつ二五ヶ年賦で皆済することとし、「家財代銀も其節上納」することを願ひ出た。かくてまず元禄三年一〇〇兩を上納したが、四年八月の改めではなお四〇〇〇兩の引負が残っており、この皆済ができないために元禄一〇年孫貞頼は追放された。

撰津平野郷の豪族で、父祖以来代官をつとめ、元禄二年免職され、翌三年五月病死した平野藤次郎も莫大な引負銀をつくっている。

一 銀八百五拾九貫七百目余

内百拾貳貫四百十目余

残銀七百四拾三貫二百八十目余

さらに江州の世襲代官多羅尾光忠も貞享二年免職された時、四〇九貫八〇目余りの引負銀があったが、元禄四年までに一七五貫九四〇目を返済し、その残額は二二三貫一四〇目(五兩余)になっている。

一 銀四百九貫八十目余

五年御代官所被召上候節之引負

内四十二貫六百五十目

残銀三百六拾六貫五百廿目

右元禄元辰年未年迄四ヶ年上納願之由

内百卅三貫三百八十目

残銀二百三十三貫百四十目

御普請御入用私

辰巳午三ヶ年上納

辰巳午三ヶ年上納

多羅尾四郎右衛門

貞享二年

元禄一・二・三年

元禄二・三年

元禄三・四年

元禄四・五年

元禄六・七年

元禄八・九年

元禄一〇年

井狩十助(十蔵)は元禄二年四月「その勤めよからずとて」免職・通塞せしめられ「会計の滞りを償ふべきむね厳命」されたが、当時その引負銀は七八六貫余り(一三三〇兩余り)あった。元禄二・三兩年に九二貫を上納したが、同四年病死当時なお未清算額は六九四貫余りの多きを数え、この返上納不能のために子平七郎は追放された(第2表)。

一銀七百八拾六貫三百三十目余

元禄翌未周八月廿七日病歿
井狩十蔵

右元禄二巳年々九ヶ年上納之願申上候処、に今被仰出ハ無之候へ共、先願之通上納仕候様ニ手代江御勘定所被仰渡候由

内九十二貫目

巳午兩年上納

残銀六百九十四貫三百三十目余

こうみてくると畿内筋においても長く代官をとめると、上林重胤の八〇三貫目余り(金一三四)、平野藤次郎の七四三貫目余り(金一二四)、井狩十助(十蔵)の六九四貫目余り(金一一五)、藤林惟真の六〇〇〇兩などの高額を負金が生ずるのは、必ずしも例外ではないことが分かる。したがって二百兩ぐらいの貸与金では如何ともなしえなかつた実情があつたこと、つまりこの多数の処罰は、代官個人の質の低下や不正といふことだけでは片づけられず、代官機構そのものに欠陥があるのではないかといふことを暗示しているようである。

ともあれ幕府財政の健全化をはかるためには、まずなによりも直接農民統治にあたる代官の任務完遂を督励することが肝要であり、そのため以上のように、一面においては恩貸金を貸与して助成にとめるとともに、他面においては徹底的な取り締りを行なつたのであつた。

この代官の督励・取り締り方針は、つぎの代にも継承された。すなわち、幕府は正徳二年(一七二二)勘定奉行・代官に対して、地方取計いについての指示を与えるとともに、勘定吟味役を復活して代官・手代の不正防止につとめた。⁽³⁵⁾さらに翌三年四月勘定奉行・勘定吟味役に對して、代官の勤務状態を常々よく吟味し「御役儀之勤方宜敷面々ハ

支配之地をも増加へられ、其所から宜敷地江も引替られ、又御役儀勤方悪敷面々も其沙汰可有之」きことや代官の統治上「或ハ国郡隔り、或ハ方角相違ひ、常々之仕置年々之検見等甚吟味も及び難く、其支配所百姓共公事訴訟有之時、難儀」するようなどのないように、その配置転換を考慮すべきことなど、全般的な指示を与えるとともに、⁽³⁶⁾同月および五年六月代官に、その勤務についての詳細な指令を下したのであつた。

かくする一方、幕府は代官を肅正したが、綱吉時代にくらべると処罰も軽く、免職ないし采地没収で、死刑は一件もない(第3表)。しかし注目すべきことは、このたびも父の代官在職時の負金・年貢滞納未清算、本人の年貢滞納によるものが、処罰の半ばをしめていることであり、さらに処罰はされなかつたが、年貢を滞納している代官が依然として多いことである。その若干を例示すれば、成瀬重頼、鈴木正守⁽³⁷⁾、元禄一四(正徳元年)、比企長左衛門⁽³⁸⁾、元禄七(正徳五年)、南条則明⁽³⁹⁾、正徳四(享保元年)などである。

つまり代官の督励・肅正だけでは問題は解決されず、そのまま享保期にもち越されたのであつた。

享保期になると、幕府は天和以来の方針を継承し、さらに強く代官対策を推進していった。

將軍の代替り間もない享保元年(一七二六)七月、幕府は早くも代官に対して支配下の村々を十分掌握し、正徳三・五年令の趣旨のつとめて、検見ばかりでなく収納・城米津出・川除普請目論見など、一切の政務に精励すべきことを命じた。

また四年九月には勘定奉行に對して、代官の取扱について、つぎのように指示した。

① 代官の所替えや新規任命は、その経歴年数の多少にかかわらず、その支配地に適した者を任命すること。

第3表 代官処分表 (宝永～正徳)

処罰年月	職名	氏名	処罰	処罰理由	史料
宝永 6. 5		小野高広	采地没収	父高保代官在職時の負金・年貢滞納	㊸ 4輯 P. 112
正徳 2.		窪田貞房	家督相続不許可	父弘房代官在職時の年貢滞納	㊸ 2輯 P. 135
2. 5		雨宮寛民	〃	父寛長代官在職時の年貢滞納	㊸ 6輯 P. 508
2. 8	代官	杉山久助	出仕をとどむ	松平左門事件に連坐	㊸ 44巻 P. 239 ㊹ 8輯 P. 644
3. 閏5	〃	窪島長敷	前代の遺命により支配高を減じ、配置がへ	奉職無状	㊸ 44巻 P. 335 ㊹ 7輯 P. 573
3. 6	〃	近山安敬	免職	年貢滞納・奉職無状	㊸ 44巻 P. 337 ㊹ 1輯 P. 1070～1
〃	〃	平岡道祐	〃	奉職無状	㊸ 44巻 P. 337 ㊹ 2輯 P. 512～3
〃	〃	平岡頼久	〃	〃	㊸ 44巻 P. 337 ㊹ 2輯 P. 515
〃	〃	万年頼忠	〃	奉職無状・年貢滞納	㊸ 44巻 P. 337 ㊹ 6輯 P. 267
4. 3	〃	諸星同政	〃	行状不良	㊸ 7輯 P. 279

代官所機構の改革をめぐって

㊸は『新訂増補国史大系』、㊹は『寛政重修諸家譜』を示す。

② 新規任命の代官は、勘定所の内部からえらぶのが通例であるが、今後は必ずしもそれにとらわれることなく、他役からでも適任者があれば選任すべきこと。

③ 近年は色々吟味したので、代官所の様子もよくなってきたが、近頃はまた代官・手代の勤方がゆるんできたという風聞もあるので、十分監督すべきこと。

翌々六年閏七月には、その地旧来の慣習は一切これを無視し、従来の手代は理由の如何にかかわらず、すべて解任する方針を明らかにした。

さらに同年同月幕政の中核である勘定方を、公事方と勝手方に分けて業務体制をととのえ、地方支配の一層の強化をはかったのであった。⁽⁴³⁾

これら一連の代官対策を実施する一方、幕府は多数の代官を肅正・処罰したが、それは天和・元禄期についできびしい処断であった。享保一〇年までの一〇年間の処罰を表示すればつぎのとおりである(第4表)。

二九名が免職ないし遠流に処せられているが、このうち負金・滞納とその清算遅滞によって罰せられたものは、負金一両を数えた能勢権兵衛⁽⁴⁴⁾以下実に二二名(約七六%)にもおよんでいる。

このほか享保四年六月、父が代官在職時の負金返済を督促されたものに小普請窪田貞房・比企権左衛門・古川岡右衛門・近山安敬・小野高広⁽⁴⁸⁾があり、六年五月には小野高益⁽⁴⁹⁾の惣が、七年六月には鈴木正当⁽⁵⁰⁾が弁済を、また関東郡代伊奈忠達も六千両を、三〇年賦で返済することを、厳命された。

さらに代官江川英勝・鈴木正興は、祖先から代官をつとめて負金が多いが、本人は職責を果たして年貢を滞納しないので、そのまま本職をつぐことを許され、祖先よりの負金を弁済することをきびしく申渡された。⁽⁵²⁾

第4表 代官処罰表 (享保1~10年)

在職期間	処罰年月	職名	氏名	処罰	処罰理由	支配地	史料
寛文10~ 享保3	享保3.2	代官	高谷盛直	免職・遁 塞	道中奉行に無断で 道路工事	元禄12~正徳2 信濃 正徳3~ 大坂	④ 45巻 P. 103 ⑧ 7輯 P. 813
宝永1~ 享保3	3.6	"	堀内安之	閉門	皆済勘定の証文判 形の不吟味	正徳3 備後・美作 正徳5~ 武蔵	④ 45巻 P. 118 ⑧ 7輯 P. 371~2 ⑩ 2505号
元禄14~ 享保4	4.6	"	能勢権兵衛	遠流	負金一萬両、年貢 滞納	元禄15 常陸・下総 宝永2~5 駿河 正徳5 越後	④ 45巻 P. 157 ⑧ 8輯 P. 1009 ⑩ 10巻 P. 1000
元禄3~ 正徳4 正徳5~ 享保4	"	"	諸星同政	"	負金・年貢滞納	元禄15 出羽・武蔵 正徳3 陸奥	④ 45巻 P. 157 ⑧ 7輯 P. 279
"	"	"	馬場源兵衛	改易	負贓	元禄15 越前・加賀 正徳3 信濃 関東	④ 45巻 P. 157
正徳3~ 享保4	"	"	上林久豊	"	祖先よりの負金、 年貢滞納	山城・河内8509石余	⑧ 7輯 P. 599 ~600
"	"	前代官	守屋助次郎	"	代官在職時の負贓	元禄15 駿河・美濃 元禄14~宝永1 駿河	④ 45巻 P. 157
宝永1~	"	"	平岡資親	"	代官在職時の負金 その清算遅滞	宝永4~正徳2 美作	④ 45巻 P. 157 ⑧ 2輯 506~7
"	"	小普請	山田小平治	家督相続 不許可	代々の代官在職時の負 金・滞納と清算遅滞		④ 45巻 P. 157
"	"	"	成瀬市郎左衛門	"	"		④ 45巻 P. 175 ⑧ 5輯 P. 1004
"	"	"	平野重賢	"	"		④ 45巻 P. 157 ⑧ 6輯 P. 166
"	"	"	長谷川長昌	"	"		④ 45巻 P. 157 ⑧ 5輯 P. 533
"	"	"	雨宮勘七郎	"	"		④ 45巻 P. 157 ⑧ 6輯 P. 508
"	"	"	樋口左兵衛	"	"		④ 45巻 P. 157 ⑧ 2輯 P. 930~1
"	"	"	鈴木政弘	"	"		④ 45巻 P. 157 ⑧ 7輯 P. 55
"	"	"	市川新右衛門	"	"		④ 45巻 P. 157 ⑧ 2輯 P. 147
"	"	"	雨宮寛近	"	"		④ 45巻 P. 157 ⑧ 6輯 P. 508~9
正徳3~ 享保5	5.1	代官	朝倉半九郎	食禄没収	上納米の不足を私に口 米で補い、上をあざむく	正徳3 関東	④ 45巻 P. 184 ⑧ 8輯 P. 1045~6
享保1~ 5	5.9	"	神保清満	免職	轉職の時の手代、従者 の非行にきずかず		④ 45巻 P. 207 ⑧ 7輯 P. 949
"	6.12	"	久保田隆政	"	負金		⑧ 7輯 P. 576
"	"	"	柴村盛興	"	年貢滞納		⑧ 7輯 P. 637
"	7.6	"	間宮次信	"		大和・摂津	⑧ 3輯 P. 254
"	"	"	鈴木正当	"	年貢滞納		⑧ 7輯 P. 26~7
"	"	"	遠藤七左衛門	免職 10年 食禄没収	負金・10年の処罰はそ の清算不能による		④ 45巻 P. 361 ⑧ 7輯 P. 47
"	7.7	"	山田重厚	免職	奉職無状		④ 45巻 P. 279 ⑧ 7輯 P. 677
"	8.11	"	江川英勝	"	下吏の不正を知ら ず、職務怠慢		④ 45巻 P. 317 ⑧ 2輯 P. 740
"	9.	"	岩出信綿	家督相続 延期	父信守代官在職時 の年貢滞納		⑧ 1輯 P. 878
正徳3~ 享保9	9.7	代官	増井弥五左衛門	遠流	負金をつぐなうために 百姓から金をとる	正徳3年 関東 享保9年 大和	④ 45巻 P. 343 ⑧ 8輯 P. 1032
"	10.	"	飯塚光長	家督相続 延期	父長隆代官在職時 の年貢滞納		⑧ 7輯 P. 553

代官所機構の改革をめぐって

九

④は『増補国史大系』、⑧は『寛政重修諸家譜』、⑩は『日本財政経済史料』、⑨は『御触書寛保集成』を示す。

代官の負金の年賦弁済は、すでに早くから行なわれていたが、享保八年一月には、幕府はさらに全代官の負金を書出させ、その実情にそくして年賦返済を命じて負金の回収をはかった。⁽⁵³⁾

しかしその年賦弁済仕法はなかなかかきびしかったようである。例えば享保六年二月に免職された久保田隆政(粟米一五〇俵)は、その収入の三分一の一〇俵づつを毎年上納弁済すべきことを厳命されている。⁽⁵⁴⁾年賦弁済の工面に苦慮する代官の姿は、享保九年七月に遠流に処せられた大和郡山の代官増井弥五左衛門にまざまざと象徴・浮彫りされている(第4表)。

代官の年貢滞納・負金問題は、まだ根本的に解決されていないことが、以上によって明らかとなった。

このような現状に対して、吉宗は一方ではさきふれたような年賦弁済を命じて、その全面的回収をはかりながら、一方では小宮山奎之進などの地方巧者の意見を参考にして、この多年にわたる問題の根本的解決にあたったのである。

- (1) 『台徳院殿御実紀』卷二三(『新訂増補国史大系』(以下「大系」と略称)三八卷五二三頁)。
- (2) 同右卷五〇(『大系』三九卷一六二頁)。「日本財政経済史料」五卷一〇一頁。
- (3) 『大猷院殿御実紀』卷一七(『大系』三九卷五〇九頁)。
- (4) 『徳川禁令考』前集第四、第二二〇四号。
- (5) 佐々木潤之介氏「一七世紀における年貢の機能」(『幕藩権力の基礎構造』)。
- (6) 佐々木氏前掲書三七三頁。
- (7) 『牧民金鑑』上巻六頁。「御当家令条」二八二号(『近世法制史料叢書』2)。「条令拾遺」。
- (8) 『寛政重修諸家譜』六輯四八一頁。「徳川禁令考」前集第四、第二二

- 一二号。辻達也氏「享保改革の研究」一五六頁。
- (9) 『寛政重修諸家譜』五輯一三頁。
- (10) 同右一輯一〇六九頁。
- (11) 同右七輯九三四頁。
- (12) 同右五輯九二五頁。
- (13) 同右五輯五四二頁。「常憲院殿御実紀」卷五(『大系』四二卷四〇頁)。
- (14) 同右二輯八一九頁。同右四二卷四四〇頁。
- (15) 同右八輯五三三頁。
- (16) 同右八輯五三五頁。
- (17) 辻達也氏前掲書六一頁。
- (18) 『常憲院殿御実紀』卷三(『大系』四二卷四〇一頁)。
- (19) 同右卷一五(『大系』四二卷六〇三頁)。
- (20) 『看益集』乾。
- (21) 『常憲院殿御実紀』卷一六(『大系』四二卷六〇八頁)。
- (22) (23) (25) (26) (28) (31) (32) 『京都覚書』坤。
- (24) 『寛政重修諸家譜』七輯六〇一頁。
- (27) 同右一輯四二〇頁。
- (29) 同右六輯二六七頁。
- (30) 同右二輯一三八頁。
- (33) 同右六輯一六六頁。
- (34) 『徳川禁令考』前集第四、第二一一三号。
- (35) 『折たく柴の記』五九頁(岩波文庫)。
- (36) 『徳川禁令考』前集第二、第八三七号。「御触書寛保集成」第一六号。
- (37) 『徳川禁令考』前集第四、第二一一四号。「御触書寛保集成」第一三一四号。
- (38) 『日本財政経済史料』四卷六四四〜八頁。
- (39) 『寛政重修諸家譜』五輯一〇〇四頁。
- (40) 同右八輯四六六頁。
- (41) 同右八輯一〇二三頁。

- (42) 同右三輯一一二三頁。
- (43) 大石慎三郎氏『享保改革の經濟政策』八六〇九〇頁。辻達也氏前掲書一四六〇七、一五一頁。
- (44) 「有徳院殿御実紀」卷八(『大系』四五卷一五八頁)。「寛政重修諸家譜」二輯一三五頁。
- (45) 同右。同右八輯一〇二三〜四頁。
- (46) 同右四五卷一三五頁。
- (47) 同右。『寛政重修諸家譜』一輯一〇七〇〜一頁。
- (48) (49) 同右四輯一一二頁。
- (50) 同右七輯二七頁。
- (51) 「地方問答書」(『近世地方經濟史料』第八卷四〇五頁)。
- (52) 「有徳院殿御実紀」卷八(『大系』四五卷一五八頁)。「寛政重修諸家譜」二輯七四〇頁。八輯一四二二頁。
- (53) 同右卷一七(『大系』四五卷三一九頁)。「御触書寛保集成」第一三二〇号。
- (54) 「寛政重修諸家譜」七輯五七六〜七頁。孫政邦にいたってようやく金を清算している。すなわち安永六年六月一日「祖父隆政が負金、年ごとに粟米五十俵をもって償ひしに政邦にいたりては猶其余をも上納し、残るところ纔に十が一にいたるにより償」をゆるされたのであった。

2 代官所経費支給仕法の改正

寛文・延宝期以降とくに元禄・享保期に多数の代官が頻繁に肅正されたが、これは基本的には代官個人の質の低下というよりは、代官機構そのものに構造上の問題があった。

代官所経費の財源は、本年貢に付加して納入される口米にあった。ここに代官の年貢滞納・負金が生ずる第一の原因があった。

いかに「凶年之不足は豊年之節償、随分質素を用、諸事被致儉約、

代官所機構の改革をめぐって

御口米之内年々余分⁽¹⁾を残して、不時の入用にあて「御物成を以て少にても」自分入用にくり替えてはならないと厳命されても、客観的事⁽²⁾情はこれをゆるさなかったのである。すなわち、代官所支配には一定額の経常費が必要であるにもかかわらず、凶年の年は本年貢の減小につれて、財源たる口米もまた減じ、また米値段が下落すれば口米払代金は必然的に減小し、いずれも一定の必要額に達しない。このことは享保一〇年八月の「御代官不足金并品々存寄伺書」で八年九年の兩年は米値段が下値のために、また水損・早損のころは口米が不足し、諸入用に不足を来たしたが、その合計は五千三百両余である。これは理由のあることだから一〇年から三〇ヵ年賦で上納させたいと上申し、伺の通り決定したことによって明らかである。⁽³⁾

去ル卯辰米直段等下直ニ付、御口米ニ而諸入用不足仕候金高左之通ニ御座候
合金五千三百両余

但、巳より戌迄三拾ヶ年ニ皆済仕候

右不足金之儀、年々御口米を以、御代官諸入用吟味仕候処、去ル卯辰兩年共ニ米直段下直ニ而、御口米払代相減、并水損早損之場所ハ御口米不足仕候、何も訳相立候間、書面之通、年賦上納被仰付被下候様ニ仕度奉存候、返納年数ハ銘々上納可成積を以相認申候、右之通年賦上納ニ被仰付被下候様仕度奉存候、右之通奉伺候以上

巳八月

右之通、伺之上相極ル、

しかも一般に元禄から享保にかけての生産力の上昇と剰余労働の農民の手元への残留は、年貢額の相対的減小を来たし、また米の相対価格を低下させたので、代官所の収入は低減傾向をたどったと考えられる。かくて代官所の赤字は次第に累積していったのである。⁽⁴⁾

第二に寛永末期の生産力的に脆弱・不安定な小農経営に対応して、慶安五年(一六五〇)に改正・実施した年貢の中勘定会計仕法が、寛

文・延宝期以降とくに元禄・享保期における小農経営の満面開花という下部構造の激変にもかかわらず、ひきつづき行なわれたことである。元来年貢は秋に納入されるので、代官所の支出と収入とは時期的にずれ、他借あるいは年貢金のくりかえをせざるをえず、ここに代官が負金をつくる可能性があった。このような可能性があるところへ、さきにふれたように恒常的に経常費の不足が生ずるようになる、この年貢会計決算仕法は、赤字を累積させる役割をつとめることになったのである。

上方筋・関東方をとわず、少なくとも寛文・延宝期以降、一般に代官所の収入に不足が生じていたことは、つぎの二、三の事例によって明らかである。

寛文七年（一六六七）二月、宇治代官上林定政（代官在職寛文五元禄一）山城・河内・摂津五九〇〇石余支配は、「難困のよし訴出」て銀五〇貫目さらに延宝八年二月二〇〇〇両を貸与された。また、さきにふれたように貞享四年八月には、幕府は助成金として関西の代官に二百両、関東の代官に百両づつ貸与したのであった。さらにさきにもたように、元禄期畿内筋の多くの代官が一万両内外の引負をつくっており、また祖父以来畿内（大和）にその支配地をもっていた藤林惟真（代官在職延宝元元禄元年）も、六千両にのぼる負金によって処罰されたのである。

このような代官の年貢滞納・負金問題について、小宮山昌世は享保七年（一七三二）吉宗の質問に答えて、とりわけ関東方においては不正をしなくとも、口米だけでは初年度から負金が生ずるようになっており、これに臨時の経費を加えると、赤字はさらに増大するとのべている。

初而御代官被仰付候面々、関東にて四、五萬石宛被付候、此口米大積壹萬石五拾兩之積にして、五萬石にて式百五拾兩にて御座候、先つ手代五萬石にて何と簡略仕候ても八、九人者入可申候、此外御役被仰付候砌、手代長屋之普

請御用に付諸道具調候類、其身之本禄より物入多御座候（略）御口米にて先初年に不足仕候、夫より年々之不足、巷ヶ年纏五拾兩不足にても、拾年にて五百兩にて御座候、其内前々者公家衆御賄御法事御賄御公等此外臨時に御朱印寺社御修復見分御普請之御用に付、事品により候ては五拾兩七拾兩余も御用に付自分之金入申候、中々被下物斗にも足り申儀無御座候、実父弥五左衛門など朝鮮人御賄御用に四百兩自分之金入申候、如此之事ともに御座候得者、御代官引負不私事多御座候、誰に仕候ても五、六萬石之高にて関東被仰付候得者、初年より不足仕

かれは、この上方筋にくらべて関東筋の代官が不利な理由は、両者の口米賦課仕法の相違にあるとし、高一万石、年貢四つ取りとした場合の計算例をつぎのように示した。

①上方筋 年貢米四千石

口米 百二十石（俵三斗五升入として三百四十二俵）

此代金百三十六兩余（百俵四十兩として）

②関東筋 年貢米四千石（米・永半々として米二千石、水百六十）

口米 五十七石一斗四升（俵にして百六十三余俵）

此代金六十五兩余

永四貫八百文（実計算四十八貫文）

此金四兩三分（実計算四拾八兩）

合計六十九兩一分二朱余（実計算百十三兩余）

かれはこの計算によって、同じ支配高一万石でも、関東筋は上方筋より金六十六兩一分余り（実計算によれば二十三兩）口米収入が少ないとを示した。しかも、これは高に對する年貢率を両方とも四割とした場合であるが、実際は上方筋は五、六割あるいはそれ以上のところもあるのに対して、関東筋は二割ないし三割四、五分までで、それ以上取れるところはない。また田畑の比率を、この計算では五分五分としたが、実際は関東筋は田方より畑方の方が多いから、これよりも不利に

なる。だから上方筋の一万石支配に対しては、関東筋では二万四、五千石支配せねばつり合わない」と主張している。⁽¹⁰⁾さらに北国筋も「関東位にて何も下免にて御代官不勝手」などところであり、関東方のうちでも出羽、陸奥は「米多有之候故、勝手能候得共」、江戸で一両につき米一石ぐらいのとき、出羽、陸奥では所により二石四、五斗の直段であるから、これまた勝手の悪いところであると申立てている。⁽¹¹⁾

その対策として支配高を増すという方法がとられたが、関東筋は上方筋にくらべると、御用が多く、しかも生産力は低いので、収入は増高に比例して増加しない。そのうえ支配高が増せば、御用も多くなり、また手代もふやさねばならないので、それだけ経費がかさんでくる。したがって上方筋は増高さえすれば、それに比例して口米も多くなるので増高でよいが、関東筋は役料が必要である。役料が必要な代官は関東方では自分をはじめ池田新兵衛・鈴木平十郎・秋山彦大夫・長谷川庄五郎・森山勘四郎・山下伊右衛門・江川太郎左衛門の八名であり、北国筋では美濃部勘右衛門・小野久米五郎・日野小左衛門・鈴木小右衛門・拓植兵大夫・窪島作右衛門・大草太郎左衛門・増田太兵衛の八名であるとのべている。⁽¹²⁾

さらにこれまでの負金は一〇〜一五年賦で弁済させれば、全面的に回収できるのであるから、「惣而御勘定合不足之所を不実に相勸候儀を不屈に被思召」れ、代官をきびしく処罰してみても、「実に難成事者金銀之事に御座候得者、是非可仕様」もなく、当面のマイナスは埋らないと答申している。⁽¹³⁾

この小宮山昌世の答申が、そのまま上方筋・関東方の実情を述べたものかどうかは、なお今後年貢滞納・負金の多い代官とその任地についての個別の実証を必要とする。

しかし、さきののべたように、当時一般に代官は赤字を出す可能性をもっており、事実さきに元禄期にみたように畿内筋の多くの代官が

引負をしており、また当時においても祖先以来山城・河内を支配していた上林久豊は、その祖先からの負金・本人の負金で改易処分をうけている(第4表)。

とはいえ傾向としては、上方筋よりも関東方が不利であったことはたしかである。それはのちにふれる代官所経費支給仕法によっても、また当時厳罰に処せられた代官の大体の任地によっても推察できる。すなわち享保一〇年までに遠流に処せられた代官は三名であるが、そのうち負金一万両を出した能勢権兵衛はおおむね関東・北国筋の、諸星同政は主として東北の代官を、また増井弥五左衛門はかなりの期間関東方の代官をつとめている(第4表)。

ともあれ、さきの小宮山昌世の意見などを参考にしたのであろう。幕府は翌八年一月各代官の負金を調査し、その額に応じて年賦返済させることにするとともに、一〇年九(一〇)月これまでの口米支給仕法をやめ、そのかわりに別に地域によって代官所経費を支給する仕法に改めた。

④ 経費支給の割合

(1) 山城・大和・摂津・河内・和泉・播磨・近江・美濃・伊勢・三河・駿河・遠江・飛騨・信濃・越前・武蔵・相模・下総・安房・上総・常陸・上野・下野・伊豆・甲斐・陸奥・出羽など、畿内筋・海道筋・北国筋・関東筋・東国筋の代官所は支配高五万石につき金六〇〇兩(元禄元年か)と米七〇人扶持(一万石につき金一二) ^(元禄元年か)

(2) 備後・但馬・備中・丹後・美作・石見などの中国筋の代官所は、支配高五万石につき金六七〇兩(元禄元年か)と米七〇人扶持(一万石につき金二三) ^(元禄元年か)

(3) 豊後・豊前・日向・筑前などの西国筋の代官所は、支配高五万石につき金七五〇兩(元禄元年か)と米七〇人扶持(一万石につき金一五) ^(元禄元年か)

その場合、①三万石以下は三万石、②三万石以上は四万石、③四万

代官所機構の改革をめぐって

石以上は五万石、④五万石以上は一萬石増すごとに金五〇兩と米一〇人扶持を支給する。⑤ただし、五万石から五万五千石以下までは五万石とし、五万五千石以上六万石までは六万石として計算する。

⑥ 經費支給方法

①一年間の入用米・金は二月・七月・一月の三度に渡す。ただし銀遣の場所は入用を渡す時の相場で銀で渡す。

②代官が御役御免または死亡した場合は、勤めた月まで月割で支給する。

③跡代官に任命されれば、その任命月から月割で与える。ただし跡代官に任命されても、先代官がその年の勘定を完了しておれば一年分の入用を与え、跡代官へは、翌年からの入用米・金を給与する。
(元文元年からは本文通りになる)

④このほか多方面にわたって、代官所經費支給仕法の改正を行なった。⁽¹⁵⁾

この仕法改正の直接のねらいは、幕府の支出が増加しても、代官所に適正な經常費を支給することによって、代官・手代などの下正・腐敗を防止し、「農民収奪」を強化しようという目的からなされたものと解されている。⁽¹⁶⁾

とすれば、この支給額の割合が果してその地域に適正なものであったか否かを検討しなければならない。それには小宮山昌世が問題とした関東方をとりあげるのが最適と考えられる。

幸に江戸本所に住宅をかまへ^{(代官所は伊豆加茂郡にあ}、武蔵・相模・伊豆^{り、江戸から道法三八里)}三国で六万七千石余を支配していた日野小左衛門が、享保一〇年一月づつで勘定所に報告した「代官所入用積り」があるので、それによって検討しよう^(第5・6表)。⁽¹⁷⁾

五万石支配のための人件費は二七四兩二分と七〇人扶持、諸經費は二九五兩二分で、合わせて五七〇兩と七〇人扶持である。これは支配

第5表

高五万石支配の代官所職員構成並經常費

職名	人数	給金 (1人当り)	給与 (1人当り)
代元並書	1	兩分	人扶持
手締	2	60.0 (30.0)	(5)
手代	8	160.0 (20.0)	(5)
手侍	2	10.0 (5.0)	(1)
手賄	3	10.2 (3.2)	(1)
人輕間	1	5.0 (5.0)	(1)
	1	3.0 (3.0)	(1)
	13	26.0 (2.0)	(1)
計	31	274.2	70(1人扶持=1石770)
費目	金額	内訳	
検見につき道中入用費	50.0	代官・手代共の道中往来駄賃・木銭	
検見時の在方逗留費	20.0	代官・手代共の飯米・雑用	
米拵・廻米・津出改手代派遣費	20.0	{道中往来駄賃・木銭等入用	
手代在方派遣費	20.0	{年貢取立そのほか御用のための道中往来駄賃・木銭など、ただし「入用被下候分除之」	
飛脚賃	30.0		
筆・墨・紙・蠟燭代	40.0	筆6兩、墨3兩、紙23兩、蠟燭8兩	
油・炭代	15.2	油8兩2分、炭7兩	
御役動に付雑用費	100.0	{代官寄合時の入用、御用の手代の飯料、家修復料、家来塩味噌代、手代借地代、検見の旅支度など	
計	295.2		
合計	金 570兩と70人扶持		

原文は合計において金 595兩と90人扶持と誤算・誤記しあり。

第6表 五万石の外一万七千石分の経費

種別	支	出	高
手代 3人	60	両	15人扶持
書役 1	5		1
足輕 1	3		1
筆・墨・紙 代	4		
手代在方往來入用	8		
油・蠟燭・炭薪其外雑用	14		
計	94		17

〔是ハ右五万石之外高老万石ニ付五拾五両〕

高五万石につき金六〇〇両と七〇人扶持という規定よりも三〇両少ない。また、一万七千石余の支配地の費用は、九四両と一七人扶持であるから、これも規定額一〇〇両と二〇人扶持に比して六両と三人扶持少なくてすんでいる。両者合わせて六六四両と八七人扶持の経常費は、六万七千石支配の規定額（七〇〇両と九〇人扶持）よりも三六両と三人扶持だけ少ないわけである。かくて日野小左衛門は勘定所につきのように報告している。

御代官所高六万七千石余之入用

二口合 金六百八拾九両（換算・誤記で、実計算は六六四両）
八拾七人扶持

右之通米金ニ而御役ニ付、少茂不足成儀無御座候以上

以上によって、享保一〇年の規定額が適正であったばかりでなく、

少しばかりゆとりのあったことが分かる。

第二にこの改正仕法実施後の年貢納入状況について検討する必要がある。

第7表で明らかのように、年貢滞納・負金による処罰は極めて少なくなっており（二〇年間で四件）、しかもこれまでより処罰も軽くなっている。この仕法改正が年貢滞納・負金を防止する上に大きな力であったことを示すものといえよう。

吉宗は以上のように足場を固めつつ、いよいよ本格的に幕府財政の

代官所機構の改革をめぐって

第7表 代官処罰表 (享保11~延享2年)

処罰年月	職名	氏名	処罰	処罰理由	史料
享保 11. 8	代官	岩手信猶	出仕をとどむ	支配下の農民、制禁をおかし鉄砲をうつ	④ 45巻 P. 500 ⑤ 1輯 P. 880
14. 5	郡代	伊奈忠達	支配地を減じ出仕をとどむ	属吏、農民から不法に銭を徴収	④ 45巻 P. 500 ⑤ 5輯 P. 903
"	代官	池田季隆	免職	下吏の不正職務怠慢	④ 45巻 P. 500 ⑤ 2輯 P. 531
14.12	"	野村作右衛門	追放	贓罪	④ 45巻 P. 522
"	"	小林平六	"	"	"
17. 8	"	小宮山昌世	支配地を減じ出仕をとどむ	配下の不正による職務怠慢	⑤ 8輯 P.1027
19. 7	"	"	免職 20年は閉門	奉職無状 20年は年貢滞納	④ 45巻 P. 661 ⑤ 8輯 P.1027
"	"	奥野俊勝	免職	職務怠慢	⑤ 7輯 P. 719
19.12	"	内山永諸	家督相続延期	父高永代官在職時(享保1~19)の年貢未清算	⑤ 2輯 P. 132
元文 2.10	郡代	伊奈忠達	出仕をとどむ	職務怠慢	⑤ 5輯 P. 903
4. 3	"	"	"	宿間の訴訟に等閑、上聴せず	"
4.10	代官	池田富明	"	職務怠慢	⑤ 2輯 P. 530
寛保 1.10	"	木村長羽	閉門	免割の件で等閑の計い	⑤ 7輯 P. 849
2.12	"	小川盈長	出仕をとどむ	農民の訴えを断ずるの がおくれた	⑤ 8輯 P. 663
3. 7	"	近藤威興	"	職務怠慢	"
3.11	"	上林政武	免職	手代の越度	⑤ 7輯 P. 601
延享 1.12	"	野田古武	"	贓罪	④ 46巻 P. 40

④は『増補国史大系』を、⑤は『寛政重修諸家譜』を示す。

建直しにとりかかるのである。

- (1) 『御触書寛保集成』第一三二〇号。
 - (2) (5) 『徳川禁令考』前集第四、第二一四号。
 - (3) 山崎隆三氏「元禄・享保期の米価変動について」(『経済学雑誌』四卷四号)。
 - (4) 佐々木潤之介氏「慶安の幕政改革」(『幕藩権力の基礎構造』)。
 - (6) 『嚴有院殿御実紀』卷三四(『大系』四一巻五九六頁)。「大系」四二巻三三一頁。
 - (7) 『京都御役所向大概覚書』
 - (8) 『近世地方経済史料』八卷三九三頁。
 - (9) 辻達也氏前掲書一五二〜三・一六〇頁。
 - (10) 大石慎三郎氏前掲書九二〜四頁。辻達也氏前掲書一五二〜三頁。
 - (11) 『近世地方経済史料』八卷三九四〜五頁。
 - (12) (13) 同右三九九〜四〇〇頁。
 - (14) 大石慎三郎氏前掲書九五頁。辻達也氏前掲書一五四頁。
 - (15) 『御触書寛保集成』第一三二三号(一)、一三二七号。『徳川禁令考』二一三六・二二二七・二二三八・二二三九・二二四〇・二二四一・二二四三号。なお注意すべきことは、この代官所経費別途支給は代官所に對してだけで、大名の預所は従来通りであった。すなわち「当時大名其外御預り者へ為諸入用口米永被下」れたのである(『徳川幕府治要略』七五頁・『海舟全集』四卷一二六〜七頁)。
- 「関東筋」とは関八州に伊豆・甲斐を加えたものであり、「関東方」とは関東筋に陸奥・出羽の東国筋を加えたものである。織内筋(五織内上)・中国筋・西国筋・海道筋・北国筋は「上方筋」である(「地方凡例録」・「地方要集録」・「徳川幕府県治要略」・「質地一件」)
- (16) 大石慎三郎氏前掲書九七頁。
 - (17) 宝暦七年「聞請文証之書記」
 - (18) このような事情が、元文元年(一七三六)三月、年貢収納量の回復につとめる勘定所をして(第8表)、検見入用はそのままとし、その他

第 8 表

年	代	取米高
1	享保	1,389,570石
2		1,365,060
3		1,435,541
4		1,393,529
5		1,395,682
6		1,305,650
7		1,414,290
8		1,303,930
9		1,488,360
10		1,466,215
11		1,500,691
12		1,621,980
13		1,465,486
14		1,608,354
15		1,551,345
16		1,365,049
17		1,392,391
18		1,461,986
19		1,343,519
20		1,462,706
1	元文	1,334,481
2		1,670,819
3		1,533,133
4		1,668,584
5		1,492,492
1	寛保	1,570,388
2		1,419,558
3		1,636,409
1	延享	1,801,855
2		1,676,322

の入用費を減ずることによって、代官所規定経費を五〇兩つづ減額し、総計二千五百兩を拮出することにより、代官所規定経費を五〇兩つづ減額し、財政経済史料』一卷九〇八〜九一〇頁)。

3 代官所・預所統轄

寛文・延宝期を境に社会は転換期に入り、綱吉が將軍にむかえられた頃には、幕政上においては、譜代が主導権をにぎり、農政面では、地代型態および権力の志向においては「百姓」の全剰余労働搾取を意図し、その実現につとめながら、現実には生産力発展の成果として成立する「剰余部分」が、「百姓」の手に一般的に残留し、もはやそれを年貢として全面的に吸収しえなくなっていた。⁽²⁾

この事態に對して、綱吉は幕政面においては側近政治という、変則かつ不完全な將軍独裁制を樹立して將軍の主導権を確立し、農政上においては、農民統治專管の老中をおき、勘定吟味役を創置し、代官を督励して、幕領統治の刷新をはかった。⁽³⁾ しかしその治世の前期における農政の基調には、幕藩体制社会の「原型的な立場」から對処してゆく色彩がよかつた。それが中・後期には現実には現実に破綻をしめし、新しい事態に對処する、農村を軸とした総合的な政策をうち出しえないままに、その治世を終えたのであった。このような流れは、巨視的にみれば宝永・正徳期をすぎて享保にまでいたる。⁽⁴⁾

以上のような幕政・農政面にみられる特色は、その代官所・預所対策にもみかがわれる。

貞享四年（一六八七）の末から翌元禄元年の春にかけて、幕府は大名預所をひきあげて、代官支配に編成がえし（第1図）、幕府の意志の貫徹、権力の強化をはかった。しかしすでに第二段階（第三段階）に移行した元禄期において、口米に代官所経営の財源をおく旧仕法をもつては、いかに代官を督励・肅正しても、とうてい所期の目的を成達しえなかった。それはばかりでなく、正徳三年（一七一三）には「近世以来、御料之地風水旱等之損毛有之にもあらず、させるいはれもなくして年々の御取毛次第に下免に成来り、古来之御取毛引合せ候過半之相違相見」え、「或ハ御料私領入会之村々、私領に引くらへ候得ハ、御料之御取毛ハ殊之外に下免之所も有之、或ハ私領之村々御料所に成候後、御取毛之次第、私領之時より八年々に下り候所も有之」という、逆の結果をさえまねいたのは、けだし当然のことであった。

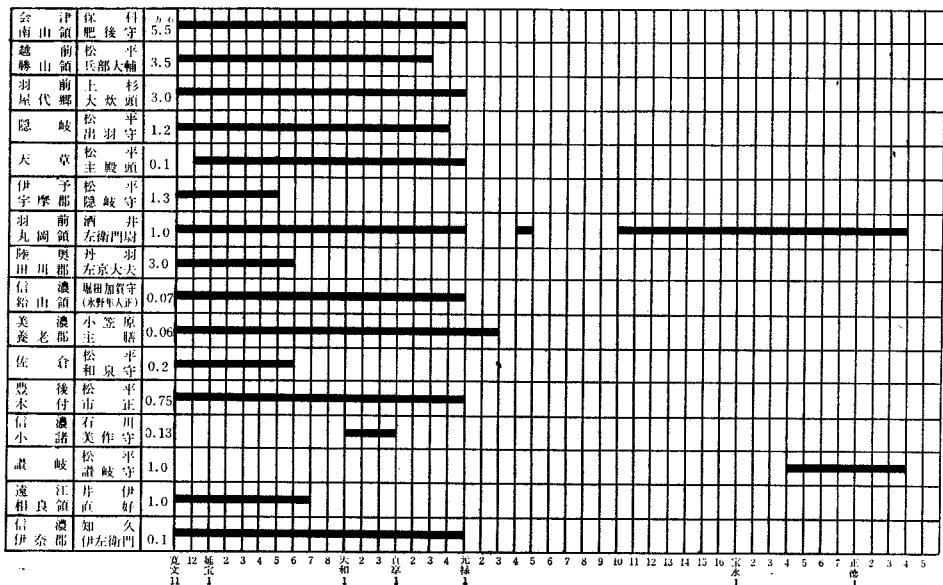
白石時代も前代の方針の継承であった。すなわち幕府は正徳三年「諸侯公臣託近傍各藩者、一切禁止」する方針を再びうち出して大名預所を全廃したが（第1図）、代官の督励・肅正以外に、これといった新しい事態に対処する代官対策がともなわず、問題は依然として未解決のままに享保期へもち越された。

年々の取箇は私領におとり、旗本・御家人の切米支給にさえ事欠くような幕府財政を建直すことが、吉宗の当面の課題であった。

そのために享保五年（一七二〇）六月、幕府は一旦廃止した大名預所を復活し（第2図）、松平吉邦に越前で十万三千石余、松平宣維に隠岐で一万二千石余、榊原政邦に山城・大和・播磨三国で四万九千石余、松平忠雄に肥前・肥後で二万四千石余を預け、翌六年閏七月には松平頼豊・松平定英にも幕領を預けた。この処置は、兩人への達書にあるように、あくまで新に相応の代官を選・任命するまでの、暫定

代官所機構の改革をめぐる

第 1 図 大名預所の変遷



之事

一御代官所々替之儀、他之支配之御代官之内より致吟味可申上候、尤時ニヨ
り一支配之内ニ而も繰替之儀可申上事
右之趣、被仰出候条、可被得其意候

この専任の勘定奉行による代官所・預所の五分割統轄は、三月二〇
日つぎのように決定した。

松波筑後守支配

杉岡佐渡守支配

池田	正田	増田	小堀	千種	井沢	八木	溝口	酒井	牧野	丹波	鈴木	山田	永井	鈴木	石原	角倉	上林	室林	榊原
新兵衛	庄九郎	太兵衛	仁右衛門	清右衛門	弥惣兵衛	清五郎	出羽守	左衛門尉	民部少輔	左京大夫	平十郎	治右衛門	孫次郎	小右衛門	彦兵衛	与市	又兵衛	七郎左衛門	式部大輔

元近山清右衛門御預所

御預所

細田丹波守支配

神谷志摩守支配

松平	松平	荒川	日野	荒川	黒沢	林田	池田	窪島	石原	平岡	野田	原田	幸田	千村	松平	江守	大久保	関川	長谷川	岡田	保木	布施	久下	齊藤	石原	松平	松平
加賀守	主殿頭	権六郎	小左衛門	権六郎	直右衛門	兵右衛門	喜八郎	作右衛門	彦兵衛	清左衛門	甚六兵衛	善大夫	平右衛門	越中守	伝十郎	内蔵助	忠大夫	庄五郎	庄大夫	左太郎	弥市郎	藤十郎	喜六郎	半右衛門	肥後守	隠岐守	

元近山清右衛門御預所

御預所

元野田三郎判官御代官所

御預所

代官所機構の改革をめぐって

石野筑前守支配

伊奈	半左衛門
多羅尾	四郎右衛門
石原	清左衛門
曾根	五兵衛
海上	弥兵衛
大草	太郎左衛門
日野	小左衛門
元内山七兵衛御代官所	直右衛門 御預所
黒沢	忠大夫

以上のように代官所・預所の統轄強化をはかるとともに、やがて勝手掛老中松平乗邑、勘定奉行神尾春央のもとに、ふたたび年貢増徴政策を強力におしすすめていったのである。

- (1) 辻達也氏前掲書五一〜二頁。
- (2) 安良城盛昭氏前掲書一九頁。佐々木潤之介氏前掲論文。
- (3) 辻達也氏前掲書五五〜六〇頁。
- (4) 大石慎三郎氏前掲書五六〜六五頁。
- (5) (7) (8) 大沢元太郎氏「近世の預所に就いて」(『歴史地理』七卷二号)。「高取町史」二四〇頁。
- (6) 『徳川禁令考』前集第四第二一四号。「御触書寛保集成」三二四号。
- (9) 北島正元氏「江戸幕府の権力権造」三三二〜二頁。
- (10) 『御触書寛保集成』第二九二九号。
- (11) 大石慎三郎氏前掲書二七一〜二八二頁。
- (12) 『御触書寛保集成』第二三九一号。
- (13) 『徳川禁令考』前集第二、第八四三三号。「格致累年録」後集三。

三 むすびにかえて

以上、代官所機構の改革をめぐって述べてきたが、これを要約すればつぎのとおりである。

- ① 代官所経営の財源は口米にあった。しかるに寛文・延宝期以降とくに元禄期を中心として、生産力の発展、その結果としての農民剰余の一般的残留という、農村構造の激変にもかかわらず、依然としてこの仕法が、寛永末期の生産力的に脆弱かつ不安定な小農経営に対応した中勘定会計仕法ともに行なわれた。ここに寛文・延宝期以降次第に代官の年貢滞納・引負が続出し、いかにかれらを督励ないし肅正してみても、その成果を期待しえなかつた所以があった。
 - ② 元禄・正徳期あるいは全幕領の直轄化をこころみ、あるいは代官を督励ないし肅正したが、新しい流れに対応した適切な代官対策をうち出しえず、問題は未解決のまま享保改革期にもち越された。
 - ③ 享保改革期に入って、幕府は幕藩体制社会の第二段階に適應した代官対策をうち出した。それは代官所経費の別途支給という仕法であり、その支給額は適正なものであった。したがってそれ以後代官の年貢滞納・負金は少なくなった。
 - ④ 勘定所を中心に徴租機構を改革・整備した幕府は、年貢増徴(回復)を強力に推進したが、これに対する農民の抵抗もまた激化し、享保末年の凶作もまたこれに加わり、年貢収納量の減退をみた。この事態に対処すべく、さらに代官所・預所の統轄強化をはかった。
- 以上を通観するとき、享保改革期を機として代官対策の基調に、つぎのような大きな変化があったといえる。幕藩体制の第一段階から第二段階への移行にともなう社会構造の変化に対応して、とくに天和・元禄期から代官の吏僚化が一段とおしすすめられたが、それはまだ地方統治の成果を代官個人の手腕にまつ個別・分散的支配の域を出なかつた。これを止揚し、他の政策と有機的関連をもたせながら、高揚する民衆の抵抗に対する、強力な体制的支配へと、その路線を大きく転換させていったのが享保改革期の代官対策の基調であった。(39・12・12)